

みなとみた

2015 **6**
No.110

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～9

平成 27 年度全国安全週間実施要綱(抜粋)／平成 27 年度東京労働局労働基準行政分野の行政運営方針の概要／平成 26 年度司法処理状況の概要について／平成 26 年三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／死を招く「熱中症」を防ごう!!／労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について／平成 27 年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10～11

最近の雇用失業情勢／特定求職者雇用開発助成金のお知らせ

協会だより ● 13～16

平成 27 年度定期総会のご報告／役員名簿／平成 26 年度正味財産増減計算書(抄)／平成 27 年度収支予算書(抄)／2015 年 12 月からストレスチェックの実施が義務になります／講習会のご案内／新入会員のご紹介／第 74 回全国産業安全衛生大会のご案内



最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

平成27年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で88回目を迎えます。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により、労働災害は長期的には減少していますが、平成26年上半期は労働災害が大幅に増加し、8月に緊急対策を講じたものの、平成26年の労働災害は前年を上回る結果となっています。

この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定されます。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられます。

これらの状況を踏まえ、平成27年度の全国安全週間のスローガンについては、安心して働くことができる職場づくりを目指すに当たり、職場をあげて危険箇所を発見し、速やかに労働災害防止対策を講じることを通じて事業場の安全意識を醸成することが重要であるという観点から、以下のとおりとなりました。

きけん み 危険見つけてみんなで改善 かいぜん い しきたか 意識高めて安全職場 あんぜんしよくば

全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りましょう。

1 期 間

平成27年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成27年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 転倒災害防止対策の取組（定着）状況の確認
- ④ 足場等に係る改正労働安全衛生規則への対応状況の確認
- ⑤ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等のほかホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ⑥ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑦ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑧ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

平成27年度 東京労働局

労働基準行政分野の行政運営方針の概要

豊かで活力のある社会にふさわしい公正な働き方の確保

- 労働関係法令の周知・法令遵守のための徹底を図るとともに、不適正な事案については、迅速かつ厳正な監督指導を行うこととします。
- 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止を始めとする適正な労働条件の確保を図ります。
- 第12次東京労働局労働災害防止計画に基づく対策の選択と集中を行い、重点的対策により労働災害の防止を強化します。
- 最低賃金制度の周知と的確な履行を図りつつ、労災補償給付を迅速・適正に行います。
- 寄せられる相談に懇切・丁寧に対応するとともに、個別労働紛争を把握した場合は、助言・指導、あっせん制度等の利用を積極的に案内し、解決の援助を図ります。

重点対策

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を始めとした労働条件の確保

ア 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図る。各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、重点的な監督指導を実施する。また、繰り返し労働基準関係法令違反が認められるなど重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含めて厳正に対処する。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう徹底を図る。50人未満の事業場に対しては地域産業保健センターの利用促進を図る。

ウ 申告・相談等への対応

労働局及び監督署の相談窓口においては、懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施する。

また、長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容を精査した上での確に対応する。

エ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

オ 一般労働条件の確保・改善対策の推進

(ア) 法定労働条件の履行確保

労働条件の書面による明示の徹底及び就業規則の作成・届出、記載内容の適正化や労働者に対する周知の徹底などによる基本的な労働条件の枠組み並びにそれらに関する管理体制を適正に確立させ、これを定着させる対策を推進する。

特に、有期契約労働については、労働契約締結時の「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく雇止めの予告等について周知徹底を図る。

(イ) 賃金不払残業の防止

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年発出）の遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」（平成15年発出）に基づき総合的な対策を推進する。

(ウ) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」の周知や大学生・高校生等を対象とした説明会による労働基準関係法令等の情報発信を、引き続き行う。

(2) 第12次東京労働局労働災害防止計画の着実な推進等、労働者が健康で安全に働くことができる職場づくり

ア 最重点対策

(ア) 建設業における墜落・転落災害防止対策

高所作業自体が少なくて済むような工法や作業方法の採用の促進を図る。高所作業が避けられない場合においては、作業が行われる場所や作業内容に応じた墜落防止措置の徹底を図るとともに、足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実及び特別教育の追加、足場の作業床に係る墜落防止措置の充実等を内容とする安衛則の一部改正について周知徹底を図り、墜落・転落災害防止を図る。

(イ) 小売業・飲食店等における転倒災害防止対策

企業における自主的な安全衛生管理活動を促進するため、経営トップに働きかけ、明確な方針表明により災害防止を進めるよう指導する。転倒災害防止対策に焦点を絞った4S活動やKY活動の推進など、事業者が着手しやすい切り口から順次指導を進める。

(ウ) 化学物質による健康障害防止を始めとした労働衛生対策の推進

化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導、個別指導を実施し、化学物質取扱い事業場における労働者の健康障害防止を図る。

イ 重点対策

(ア) 建設業対策

技能労働者不足が更に深刻化し、現場管理に支障が生じることで、労働災害の増加が強く懸念される状況にあるので、新規就業者への安全衛生教育の充実、現場力の弱体化防止のための各種指導・要請、各段階に応じた安全衛生教育の実施及び店社と現場が一体となったリスクアセスメント等の実施の普及・定着を図る。

ずい道建設工事における災害防止対策については、可燃性ガス対策、起動装置の逸走対策、異常出水対策、地山の点検とその結果に応じた措置内容及び救護体制等について指導する。

(イ) 第三次産業対策

経営トップに働きかけ、明確な方針表明により、災害防止を進めるよう指導する。また、安全推進者の配置等に係るガイドラインに基づき、安全推進者の配置を推進する。

多店舗展開企業やフランチャイザーの本社・地域統括店舗等に対しては、本社等のガバナンスを活用した効率的かつ波及効果の大きい指導を行う。

小売業に対しては、転倒、墜落・転落及び切れ・こすれによる労働災害や腰痛が多く発生していることを踏まえ、効果的な取組を行う。

社会福祉施設に対しては、腰痛及び転倒による労働災害が多く発生していること、訪問介護等においては一人作業が多いこと等を踏まえ、作業手順書の整備・遵守、一人での災害防止確認等（一人KYの実施等）、効果的な取組を行うよう指導する。

飲食店に対しては、転倒、切れ・こすれ及び火傷による労働災害が多く発生していることを踏まえ、食品衛生行政との連携等により、効果的な取組を行う。

ビルメンテナンス業に対しては、作業手順書の整備・遵守等、効果的な取組を行う。また、窓ガラス清掃作業を自ら行わず、協力会社に発注する事業場に対しては、発注者としての墜落死亡災害の防止対策への協力を求める。

(ウ) 陸上貨物運送事業対策

荷役運搬機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害等の防止を重点に指導を行うこととし、不安全行動による災害防止については、作業手順書の作成・遵守、一人KYの実施等効果的な取組を行う。陸運事業者の労働者が自社以外の場所で荷役作業に従事する場合の安全対策は、荷主等の協力が必要な場合が少なくないことから、災害の発生等を契機として「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき災害防止を図る。

(エ) 爆発火災災害防止

近年発生した重大な爆発火災災害の原因・背景について分析すると、「リスクアセスメントの内容・程度が不十分」、「人材育成・技術伝承が不十分」及び「情報共有・伝達の不足や安全への取組の形骸化」という共通する問題点がみられる。

これらの問題点を踏まえた災害防止を進めるとともに、関係行政機関との連携を図り労働災害防止対策を進める。

(オ) 労働安全衛生法の改正について

ストレスチェック及び面接指導の実施（平成27年12月1日施行）等について、円滑な施行のために、事業者等に事前に適切に説明等を行い、周知徹底を図る。

ウ 労働者の安全を確保するための対策の推進

(ア) 安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化

経営トップに対して、安全衛生方針の表明により、自らが率先して安全衛生管理活動に取り組むよう働き

かけを行うとともに、法定管理者等の適正な選任、安全管理者の選任が義務付けられていない業種に対する、安全推進者の選任と職務の充実、各管理者が委員となる安全衛生委員会等における適切な調査審議の実施、安全衛生教育の実施の徹底等により、安全衛生管理体制の確立と安全衛生活動の活性化を図る。

本社機能等に着目した指導等により、本社のガバナンスを活用した傘下事業場における安全衛生管理体制の確立及び安全衛生活動の活性化を図る。

(イ) リスクアセスメント等の実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

取組が遅れている中小規模事業場や化学物質に係る業務での実施を進める。リスクアセスメント等の実施が総括安全衛生管理者の職務であること、また各管理者等が委員となる安全衛生委員会の調査審議事項にリスクアセスメントに関することが含まれることから、これらを通じてリスクアセスメント等が着実に実施されるよう指導する。

労働安全衛生マネジメントシステムについては、引き続き積極的な周知・指導を行う。

エ 労働者の健康を確保するための対策

過重労働による健康障害防止対策を最重点とし、化学物質による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を重点とするほか、アスベストによる健康障害、粉じん障害、熱中症、一酸化炭素中毒、電離放射線障害等の職業性疾病予防対策及び受動喫煙防止対策の推進を図る。また、産業医・衛生管理者の職務を適切に行わせるとともに、衛生委員会における適切な調査審議を行わせる等健康管理に関する体制の整備や講ずべき措置について指導を行う。さらに、ストレスチェック制度と面接指導を義務付ける改正労働安全衛生法が平成27年12月1日より施行されることから、改正内容、改正政省令、新たに定められる指針等について周知を徹底する。

オ 安全衛生対策を推進するための効果的施策の展開

(ア) 労働災害防止団体等の活動の活性化

各業界団体及び各労働災害防止団体等を活用することが効果的であることから、これら団体の一層の自主的な安全衛生活動の推進を図る。

(イ) 安全衛生労使専門家会議の運営

労働災害防止対策、健康確保対策の進め方等について、現場の実情を踏まえた専門的な立場からの意見を聴取し具体的施策展開につなげる。

(ウ) 労使及び国民の意識啓発の推進

各種大会等の機会を活用し、事業者、労働者等の関係者はもとより、国民一般における労働者の安全と健康の確保についての意識啓発を図る。

(3) 働き方改革の推進・労働契約に関するルールの周知等による適正な労働条件の整備

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、働き方改革推進本部の下で、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタント等による労働時間等の設定改善の助言・指導等を実施するなど働き方改革を推進する。

イ 労働契約に関するルールの周知

労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法、特に平成24年に改正された①無期労働契約への転換（労働契約法第18条）、②「雇止め法理」の法定化（同法第19条）、③不合理な労働条件の禁止（同法第20条）や裁判例の趣旨及び内容について周知を行うとともに、同法第19条の内容についても、無期転換申込権発生を回避するための雇止めが防止されるよう各種講習会において情報提供を行うなど周知を図る。

高度専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者に関する無期転換ルールの適用除外を定めた有期特措法についても、労働契約法と併せ、説明会の開催や対象事業場に対しリーフレットの送付などにより周知を図る。

ウ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた労使の自主的取組を促進するため、ポスター、リーフレット、ハンドブック等を配布することにより、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」やポータルサイト「あかるい職場応援団」の周知を図る。

(4) 最低賃金制度の適切な運営

東京都最低賃金の適正な改正のため、東京都地方最低賃金審議会を円滑に運営する。

改正された東京都最低賃金の周知に努めるとともに、最低賃金総合相談支援センターによる中小企業の相談対応も活用して、最低賃金の遵守を図る。

(5) 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険給付の請求については、認定基準等に基づいて迅速・適正な処理を行う。

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案等で長時間労働が認められる事案は監督・安全衛生担当部署と連携を図り、適正な労働時間の把握を徹底する。

平成26年度司法処理状況の概要について — 賃金不払事件で逮捕も —

東京労働局は、管下18労働基準監督署・支署における平成26年度（4月から翌3月）の司法処理状況を以下のとおり取りまとめ公表しました。

1 概要

平成26年4月から平成27年3月までの1年間に、東京労働局と管下18労働基準監督署・支署では、合計54件の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。

送検した事業場の件数は前年度より4件減少し、業種別の内訳では、建設業が22件（40.7%）と最も多く、次いで製造業が9件（16.7%）、接客業が5件（9.3%）でした。

また、違反事項別では、賃金・退職金不払が17件（31.5%）、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が12件（22.2%）、労災かくしが11件（20.4%）などでした。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法違反………31件

労働基準法に関する違反により送検したのは31件で、一番多かったのは、賃金不払の17件でした。その他、36協定に定める時間を超えて長時間労働に従事させた、休日を与えていなかった等労働時間に関するものが4件、割増賃金の不払が4件などでした。

(2) 危険防止措置義務違反…12件

労働安全衛生法に関する違反により送検した23件のうち、危険防止措置義務違反が12件でした。そのうち、墜落・転落災害を契機とした送検事案が8件でした。

(3) 労災かくし………11件

休業4日以上労働災害が発生した場合には、その都度遅滞なく、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出することになっています。『労災かくし』とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものです。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署・支署では、過重労働による健康障害を発生させた企業等であって違法な長時間労働を繰り返すなど重大・悪質な労働基準法違反の事案に対しては積極的に捜査に着手し、送検手続をとる方針です。

(参考)

平成26年度送検事例

労働基準法・最低賃金法違反

事例1 託児所を営むA社は、労働者Bの平成24年1月分賃金17,250円及び労働者Cの同年2月分賃金80,690円の合計97,940円を所定の各賃金支払期日である同年2月29日、同年4月4日に全額支払わず、もって法で定める東京都最低賃金を支払わなかったもの。

労働者14名が不払賃金（合計約221万6千円）の行政指導による救済を求め労働基準監督署に申告に及んでいたが、A社は労働基準監督署の行政指導に従わなかった。

A社の代表者は、再三の出頭要求に応じなかったことなどから、逮捕の上、送検したものの。

事例2 バン製造販売業を営む会社のパートタイム労働者3名（時給900円～950円、1日の所定労働時間6時間）に対し、平成25年12月1日から同月31日までの間、最長で月139時間に達する時間外労働を行わせ、もって時間外労働協定の延長時間の限度を超える違法な時間外労働を行わせていたもの。

また、同期間、本来支払うべき時間外労働に対する割増賃金のうち3割程度しか支払っていない（一人当たり最大で約11万円/月の時間外手当の不払が発生していた）もの。

危険防止措置義務違反

事例3 平成25年1月4日、建築工事現場において、外構工事で使用していたドラグ・ショベル（重量：約1.5トン）が転倒し、17歳の年少労働者がアーム部分の下敷きとなって死亡するという労働災害が発生した。

捜査の結果、労働安全衛生法で禁止されているドラグ・ショベルの用途外使用（荷の吊り上げ）を行い、現場土中に埋設していた既存の雨水溝（重量：約600kg）を除去しようとしたところ、雨水溝の重みでドラグ・ショベルがバランスを崩し転倒したことが判明した。

事例4 平成24年4月20日、大手橋梁工事会社の下請として、工事業者が施工した橋補修工事において、つり足場の朝顔（作業中に足場から資材が落下すること等を防止するために設ける斜めの覆い）の解体作業中、はしごを立てかけていた朝顔が外側に倒れ、作業中の労働者がはしごとともに約7.7メートル下の道路上に墜落し死亡する労働災害が発生した。

捜査の結果、つり足場の上での使用が禁じられているはしごを用いて作業させたことが判明した。

労災かくし

事例5 個人事業主が下請負人として工事を請け負った、元請会社の支店が施工するマンション新築工事現場で、使用した年少労働者が平成24年6月21日に同現場の足場解体作業中に部材が落下し右手三指を負傷して、搬送先の病院で手術等を受けて8日間入院し、その後も療養のため休業するという労働災害が発生した。

この労働災害について、東京労働局で捜査したところ、個人事業主が現場の関係請負人3名と共謀の上、同現場を管轄する労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった、いわゆる労災かくしを行ったことが判明した。

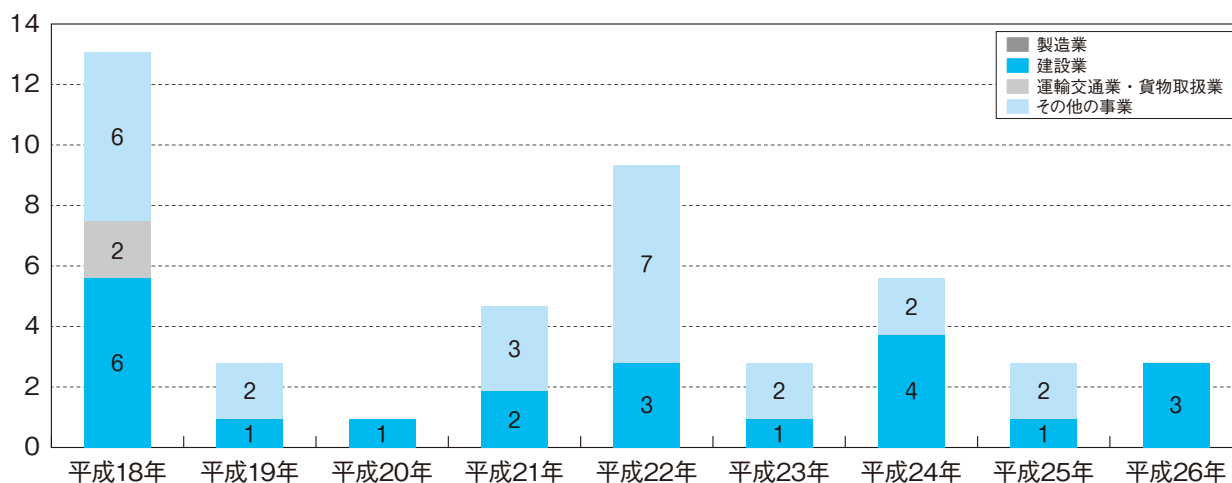
元請負人の支店建築部長は、労災かくしの事実を関係請負人らから知らされた後も、労働者死傷病報告を行うよう指導することなく是正をさせなかったという違反（幫助）が認められた。

(((東京労働局・三田労働基準監督署ニュース)))

三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

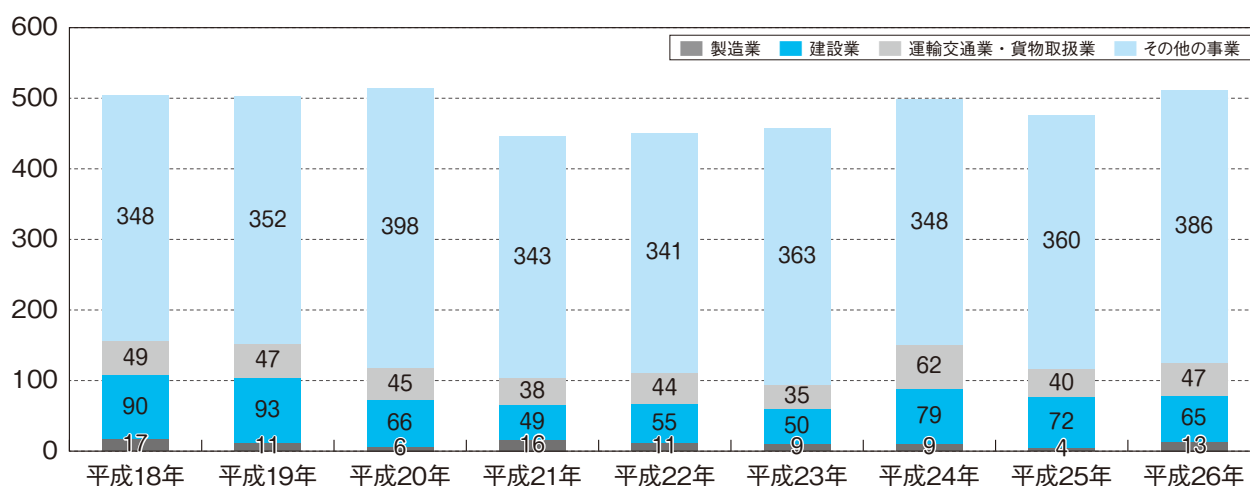
(労働者死傷病報告等による)

1 死亡災害の推移



	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	6	1	1	2	3	1	4	1	3
運輸交通業・貨物取扱業	2	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事業	6	2	0	3	7	2	2	2	0
全 産 業	14	3	1	5	10	3	6	3	3

2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
製 造 業	17	11	6	16	11	9	9	4	13
建 設 業	90	93	66	49	55	50	79	72	65
運輸交通業・貨物取扱業	49	47	45	38	44	35	62	40	47
その他の事業	348	352	398	343	341	363	348	360	386
全 産 業	504	503	515	446	451	457	498	476	511

死を招く「熱中症」を防ごう!!

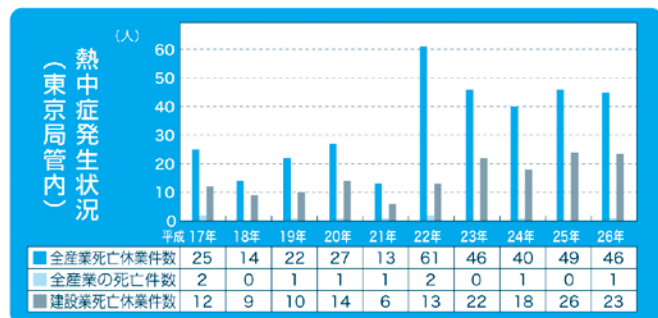
管理者等による
体調確認!!

作業中
作業前



平成26年、熱中症による休業4日以上労働災害は46人(1月31日現在の速報値)であり、前年に比べて減少しました。業種別では、建設業が5割を占め、そのほか小売業、警備業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、熱中症の予防対策を計画的に進めましょう。



平成26年に発生した熱中症の事例

発生月 時間帯	業種	発 生 状 況	気温(℃) (最高気温)	被災程度
6月 11時台	建築工事業	3階床スラブ上にてコンクリート打設の合番作業中、暑さにより熱中症になった。	25.9 (27.9)	9日
7月 14時台	小売業	屋内外に設置された飲料自動販売機のルートセールス中、体調が悪くなり熱中症と診断された。	32.7 (34.2)	4日
7月 17時台	出版業	セミナーを開催していた会場にて什器の設置作業中、人員不足で休憩を取らなかった結果、熱疲労の症状となった。	26.1 (28.0)	5日
7月 16時台	土木工事業	広場整備工事現場にて土木作業後の片づけ中、気分が悪くなり熱中症による腎不全と診断された。	31.0 (32.9)	7日
7月 16時台	建築工事業	建築工事現場にて測量作業中、突然体が硬直して倒れ、熱中症と診断された。	31.0 (32.5)	5日
7月 20時台	倉庫業	倉庫内にて荷の運搬作業中、体調が悪くなり熱中症と診断された。	29.3 (33.1)	4日
7月 19時台	警備業	警備先の公園にて警備中、低酸素状態となり倒れ熱中症と診断された。	30.9 (34.6)	10日
8月 16時台	建築工事業	外構工事中、体調が悪くなり高熱があったにもかかわらず勤務を続け、その後熱中症と診断された。	33.9 (36.1)	6日
8月 16時台	建築工事業	足場解体現場にて解体した足場材をトラックに積込作業中、ふらついて倒れた。	33.0 (34.5)	30日

気温は、東京管区気象台の所在する千代田区のものであり、参考です。

東京労働局 労働基準部 健康課

◆三田労働基準協会のホームページ (<http://www.mita-roukikyo.or.jp>) の「労働ニュース」コーナー「熱中症関係ニュースはこちら」へアクセスください。

(((東京労働局・三田労働基準監督署ニュース)))

労働保険の年度更新（労働保険料の申告・納付）について

1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新手続きは6月1日(月)から7月10日(金)までをお願いします。

2. 年度更新申告書の正確な記入のために

(1) コールセンターが開設されておりますので、ご不明な点の相談にご活用ください。

開設期間 平成27年7月17日(金)までの平日9時～17時

電話番号 0120-949-732

携帯電話からご利用になれます（無料）。

(2) 記入に当たっては、送付された冊子「平成27年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」及び、厚生労働省年度更新ホームページを併せてご覧ください。

(3) 次の間違いやすい事例について、上記の冊子等でご確認ください。

ア 雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者の加入が漏れている。

（加入要件）1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用見込みがある労働者。

イ 労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

（例）通勤手当、賞与、昇給差額等

ウ 労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

（例）出張旅費（実費弁償のもの）

エ 労災保険率の適用が誤っている。

年度更新申告書の「事業又は作業の種類」欄は具体的に記入してください。

オ 労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

（例）高年齢（雇用保険料）免除対象者、同居の親族、出向元・出向先での取扱いの違い

3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください（金融機関で申告・納付される場合は、申告書と納付書を切り離さないでください。）。

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp/>）へアクセス願います。

なお、6月23日（火）から7月10日（金）まで（土・日は除く）の午前9時から午後5時までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

(1) 労働保険番号の所掌が「1」の申告書（赤色と黒色）

この申告書は、労災保険料と雇用保険料を併せて申告・納付いただくものか、労災保険料のみを申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労基署又は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

(2) 労働保険番号の所掌が「3」の申告書（赤色と藤色）

この申告書は、雇用保険料を申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

日時：7月1日(水)～7月10日(金)午前9時30分から午後4時まで（土・日は除く）

会場：三田労働基準監督署3階会議室

＜お問合せ先＞ 三田労働基準監督署 労災課 03 (3452) 5472

平成27年 「賃金構造基本統計調査」にご協力のお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成26年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>）に掲載されています。

問合せ先 賃金統計事務センター（H27.6.1～27.8.31） 03 (5957) 2026
東京労働局労働基準部賃金課 03 (3512) 1614

ハローワークしながわ インフォメーション

最近の雇用失業情勢

○平成27年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.3%と、前月より0.1ポイント改善。

☆完全失業者数（原数値）は234万人と、前年同月差20万人減少。（季節調整値は219万人と前月より2万人減少）

☆就業者は6,338万人と前月より28万人減少、雇用者は5,601万人と前月より23万人減少。（いずれも季節調整値）

雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、「医療・福祉」では前年同月比での増加傾向を維持している。「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」等では減少している。

☆平成27年4月の新規求人倍率（季節調整値）は1.77倍と前月より0.05ポイント改善。

☆平成27年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.17倍と前月より0.02ポイント改善。

内閣府の月例経済報告（平成27年5月）によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」となっている。（※景気判断は維持）「雇用情勢は、改善傾向にある。先行きについては、改善傾向が続くことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は維持）

項 目	新規求人倍率(季節調整値)			有効求人倍率(季節調整値)			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年度	1.53	2.32	9.80	0.97	1.40	5.38	150,132	200,675
26年度	1.69	2.58	13.04	1.11	1.61	7.16	148,938	198,488
27年4月	1.77	2.64	10.73	1.17	1.67	7.28	13,333	17,815

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《平成27年4月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成27年4月）

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は117,124人で前年同月比1.1%減と前年同月を下回った。また、月間有効求人数（原数値）は336,509人で前年同月比4.5%増と、60ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は57,521人で前年同月比8.4%減と2か月ぶりに前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は212,376人で前年同月比3.7%減と、56ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は13,333件で前年同月1.0%減となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,945件で前年同月比1.7%減、パートは5,388件で前年同月と同率となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、154件（前年同月比9.9%減）。業種別件数では、卸売業（38件）、サービス業（27件）、製造業（21件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

助成額 等が変わりました

特定求職者雇用開発助成金

★平成27年5月1日以降の雇入れから

助成額と助成対象期間

◆特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の 雇入れから	
		支給総額	助成対象 期間	支給総額*1	助成対象 期間*2
短時間労働者以外	高年齢者（60歳以上 65歳未満）、母子家庭 の母等	90(50) 万円	1年 (1年)	60(50) 万円	1年 (1年)
	身体・知的障害者	135(50) 万円	1年6か月 (1年)	120(50) 万円	2年 (1年)
	重度障害者等（重度障 害者、45歳以上の障 害者、精神障害者）	240(100) 万円	2年 (1年6か月)	240(100) 万円	3年 (1年6か月)
短時間労働者*3	高年齢者（60歳以上 65歳未満）、母子家庭 の母等	60(30) 万円	1年 (1年)	40(30) 万円	1年 (1年)
	障害者	90(30) 万円	1年6か月 (1年)	80(30) 万円	2年 (1年)

◆高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額*1	助成対象期間*2
短時間労働者以外	90(50)万円	1年（1年）	60(50)万円	1年（1年）
短時間労働者*3	60(30)万円	1年（1年）	40(30)万円	1年（1年）

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

*1、2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

*3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

有期雇用契約労働者に関する取扱い

59歳以下の対象者

（母子家庭の母、父子家庭の父、障害者等）

無期雇用契約または、有期雇用契約の内「自動更新」の場合のみ助成金の対象となります。

※「更新の可能性あり」、「本人の勤務状況による」、「業績による」等の何らかの条件が付く場合は助成対象外となります。

60歳～64歳の対象者

65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（※）雇用する場合は特定就職困難者雇用開発助成金の対象となります。

例えば63歳の労働者を雇用する場合、雇用契約期間が2年間以上の雇用契約であれば、「更新する場合がありえる」または「契約の更新はしない」での雇用契約でも助成金の対象となりますが、半年間や1年間の雇用契約を更新するような場合は、「自動更新」でなければ助成金は不支給となります。

※支給対象期間が3年である対象労働者（重度障害者等）は継続して「3年」以上の雇用が必要となります。

高奨励金・被開金の対象者

対象労働者を1年以上継続して雇用することが求められているため、1年未満の有期雇用契約者の場合は条件付き更新条項のない「自動更新」の場合のみ助成金の対象となります。

●ご質問等

ハローワーク品川 事業所第三部門 助成金担当 ☎03-3433-8609(代)32 # または
ハローワーク助成金事務センター 助成金第一係 ☎03-5842-6550

平成27年度「定期総会」開催される

5月22日（金）午後4時から東京プリンスホテル「サンフラワーホール」において、会員多数ご出席のもと平成27年度（第67回）定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の、長時間労働による健康障害の防止、ブラック企業名を公表する制度、安全衛生活動の一層の推進等により会員・地域の役に立つ協会運営を進めたいとの挨拶に続き、26年度財務諸表承認の件、理事及び監事の任期満了に伴う改選の件が審議、承認されました。また、26年度事業報告・公益目的支出計画実施報告、27年度事業計画・収支予算書、その他事項（地区労働基準協会の組織統合問題）の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は別表のとおり）。ご来賓の武藤一雄三田労働基準監督署長様から、平成27年度労働基準行政の重点課題である、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を始めとした労働条件の確保、第12次労働災害防止計画の着実な推進、働き方改革の推進等のご説明と、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

引き続き懇親会に移り、ご来賓の東京労働局神保裕臣労働基準部長様、港区武井雅昭区長様、武藤一雄三田労働基準監督署長様、石原亘品川公共職業安定所長様から、港区に働く100万人の方々の誰もが希望と意欲を持っている、豊かで活力のある社会にふさわしい公正な働き方の確保のために会員各位のお力添えをいただきたいとご祝辞をいただきました。東京労働基準協会連合会岩田俊勝専務理事様、建設業労働災害防止協会東京支部港分会山本三里分会長様のご紹介の後、青野元治副会長のご発声で賑やかに乾杯が行われました。三田労働基準監督署から柴田管理次長様、高橋労災次長様、福島第1方面主任監督官様、津守第2方面主任監督官様、寺門安全衛生課長様、山田労災第1課長様、有村労災第2課長様、品川公共職業安定所から原澤管理部長様、高橋職業相談部長様、萩原雇用開発部長様にもご参加をいただき、名刺交換やなごやかな歓談で盛り上がり、柴本守人副会長の3本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



懇親会全景



会長挨拶（総会）



神保労働基準部長様ご祝辞（懇親会）



武井区長様ご祝辞（懇親会）



武藤署長様ご祝辞（懇親会）



石原所長様ご祝辞（懇親会）

写真撮影は東京シップサービス㈱の池田様にご協力いただきました。

一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名	役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名
顧 問	富田 渡	渡辺興業(株)	理 事	吉倉 秀樹	(株)安藤・間
会長代表理事	山内 啓三郎	日本精米製油(株)	理 事	垣見 俊之	伊藤忠商事(株)
副会長理事	橋場 義雄	橋場(株)	理 事	犬窪 克也	(株)電通
副会長理事	青野 元治	(株)小糸製作所	理 事	根津 幸男	綜合警備保障(株)
副会長理事	柴本 守人	(株)サンリツ	理 事	齋藤 幸治	東洋水産(株)
理 事	山田 真子	山田倉庫(株)	理 事	椿 善和	東京定温冷蔵(株)
理 事	菅原 伸五	京浜急行電鉄(株)	理 事	澤尻 弘之	鹿島建設(株)東京建築支店
理 事	高橋 亨	日本電気(株)	専務理事事務局長	小林 敏郎	(一社)三田労働基準協会
理 事	谷 正文	(株)精美堂	監 事	橘 新治	芝信用金庫
理 事	志賀 正康	NEC フィールディング(株)	監 事	麴谷 健一	(株)田町ビル

平成26年度正味財産増減計算書《抄》

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,051,000	18,102,000	△ 51,000
【②事業収入】	71,969,050	67,920,067	4,048,983
【③雑収入】	403,058	603,036	△ 199,978
経常収益計	90,423,108	86,625,103	3,798,005
(2) 経常費用			
【①事業費】	76,825,991	77,569,806	△ 743,815
【②管理費】	4,417,013	4,491,664	△ 74,651
経常費用計	81,243,004	82,061,470	△ 818,466
当期経常増減額	9,180,104	4,563,633	4,616,471
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	7,318,000	5,851,000	1,467,000
当期一般正味財産増減額	1,862,104	△ 1,287,367	3,149,471
一般正味財産期首残高	245,683,237	246,970,604	△ 1,287,367
一般正味財産期末残高	247,545,341	245,683,237	1,862,104
II 正味財産期末残高	247,545,341	245,683,237	1,862,104

平成27年度収支予算書《抄》

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	17,931,000	18,115,000	△ 184,000
【②事業収入】	65,832,000	70,401,000	△ 4,569,000
【③雑収入】	282,300	496,300	△ 214,000
経常収益計	84,045,300	89,012,300	△ 4,967,000
(2) 経常費用			
【①事業費】	93,334,000	77,583,000	15,751,000
【②管理費】	4,783,800	4,548,500	235,300
経常費用計	98,117,800	82,131,500	15,986,300
当期経常増減額	△ 14,072,500	6,880,800	△ 20,953,300
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	70,000	6,900,000	△ 6,830,000
当期一般正味財産増減額	△ 14,142,500	△ 19,200	△ 14,123,300

2015年12月から ストレスチェックの実施が義務になります。

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。
(平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

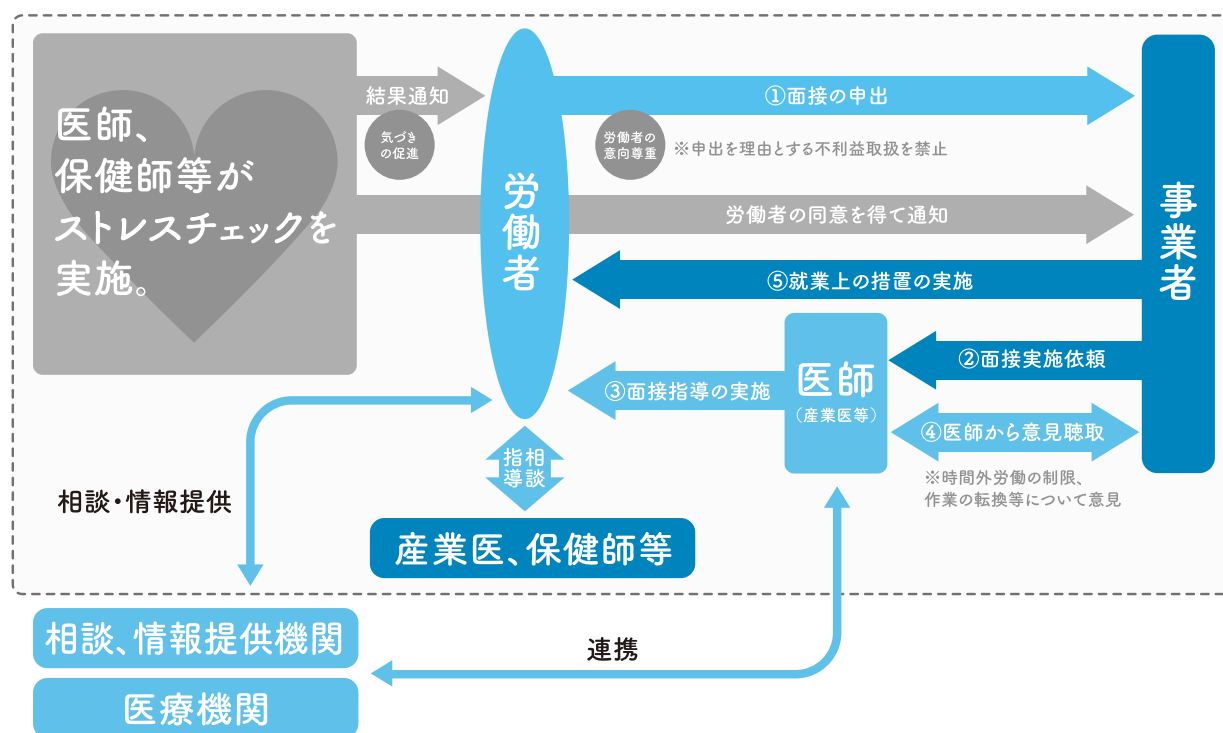
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



講習会のご案内

◎ 改正労働安全衛生法「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実際」

（平成27年8月25日（火） 13:30～16:00）

常時使用する労働者に対してストレスチェックと面接指導の実施等を事業者に義務付ける制度が創設され、平成27年12月1日に施行されます。職場におけるストレス要因を評価し職場環境の改善につなげることでストレスの要因そのものを低減させるものであり、さらにメンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

ストレスチェック制度の全体像（制度の流れ）、具体的実施事項、調査結果の活用、労務管理上の留意点（守秘義務）などについて、労働者の健康管理・労務管理・企業リスク管理の観点から総合的に解説いたします。

平成27年度 東京地区出張特別試験は9月19日（土）

平成27年度労働安全衛生法に基づく免許試験が9月19日（土）早稲田大学早稲田キャンパス15号館（東京都新宿区西早稲田1-6-1）で行われます。当協会では出張特別試験に向け、衛生管理者受験準備講習を下記により開催します。ぜひこの機会をご利用ください。

なお、受験申請書提出期間は7月1日（水）～14日（火）です。

「衛生管理者受験準備講習会（第2回）」日 程：第1種は7月14日（火）～16日（木）

第2種は7月14日（火）～15日（水）

会 場：三田労働基準協会 1階研修センター

「衛生管理者受験準備講習会（第3回）」日 程：第1種は8月10日（月）～12日（水）

第2種は8月10日（月）～11日（火）

会 場：三田労働基準協会 1階研修センター

「衛生管理者受験準備講習会（第4回）」日 程：第1種は9月8日（火）～10日（木）

第2種は9月8日（火）～9日（水）

会 場：三和テッキ株式会社 1階研修室

〒140-0004 品川区南品川6-5-19

* 今後の講習会予定については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

＜新入会員のご紹介＞

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	電 話	業 種
㈱昭和コーポレーション	港区芝5-1-2	03-6809-5081	建設資材の卸売業
(一社)日本自動車販売協会連合会	港区芝大門1-1-30	03-5733-3100	自動車販売業者により構成された社団法人
日本ファシリオ(株)	港区北青山2-12-28	03-5411-5611	設備工事業
グランドハイアット 東京	港区六本木6-10-3	03-4333-8860	ホテル事業
医療法人社団 進興会 セラヴィ新橋クリニック	港区西新橋2-39-3	03-5408-8181	医業、健診
(一社)日本ボイラ協会	港区新橋5-3-1	03-5473-4500	ボイラー圧力容器の検査・検定、調査研究
タンデム・ジャパン(株)	横浜市中区相生町6-113	045-228-7174	その他の各種事業

みなとみた

平成27年6月号 平成27年6月15日発行(年6回発行) 第19巻第4号通巻第110号

【編集発行】一般社団法人 三田労働基準協会

【編集協力】労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

みんな

皆でつながろう

安全と健康を守る日本の現場力

徳川家康

織田信長

豊臣秀吉

第74回

2015

in

名古屋

全国産業安全衛生大会

開催期間 平成27年 **10月28日(水) → 30日(金)**

会場

総合集会：10月28日 愛知県体育館

分科会：10月29日、30日

名古屋国際会議場、名古屋市中企業振興会館ほか

特別講演

トヨタ自動車(株) 取締役会長 内山田 竹志 氏 (総合集会)

同時開催

入場無料

緑十字展2015 in 名古屋

～働く人の安心づくりフェア～

期日 **10月28日(水) → 30日(金)**

会場 名古屋市中企業振興会館 (吹上ホール)

お問合せ先：中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課 TEL：03-3452-6402 <http://www.jisha.or.jp/>

主催：中央労働災害防止協会 協力：(公社)愛知労働基準協会

JISHA 中災防